

～ ふじさわシティプロモーション ～ 「キュンとするまち。藤沢」ロゴマーク使用の手引き

藤沢への誇りや愛着を高め、藤沢の魅力をより効果的に市内外へPRするために、キャッチフレーズ「キュンとするまち。藤沢」と、ロゴマーク（愛称 キュンマーク）が誕生しました。当手引きでは、ロゴマークを使用するときの注意点等をまとめました。

①利用できるロゴマークの種類

ロゴマークは、そのまま使用できる【基本ロゴマーク】と、用途に合わせてアレンジし、オリジナルのロゴマークとして使用できる【アレンジロゴマーク】の2種類があります。

【基本ロゴマーク】



【アレンジロゴマーク】

※色を基本ロゴの8色から選び、文字と定められたイラスト（1つ）を活用した展開ができます。



②権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、ふじさわシティプロモーション委員会に帰属します。

③ロゴマーク使用の原則

ロゴマークは、多くの方に使用していただくことを目指しています。遵守事項等をお守りいただければ、どなたでも自由に無料で使用できます。

④使用手続き

【基本ロゴマーク】

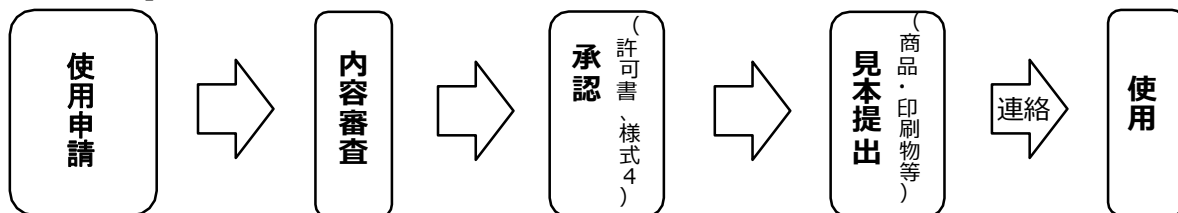
どなたでも自由に使用することができます。（手続き不要） ※下記の場合を除く

*ただし、基本ロゴマークを活用した商品等を販売する場合は申請が必要です。

「キュンとするまち。藤沢」基本ロゴマーク使用許可申請書（販売目的等）（様式1）により、企画書等を添付の上、事前にふじさわシティプロモーション委員会に使用の申請を行ってください。

※申請書等の提出は、当委員会事務局（藤沢市広報シティプロモーション課）へお願いします。

[手続きの流れ]



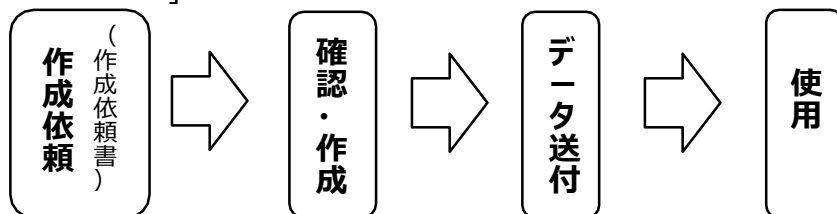
【アレンジロゴマーク】

作成を依頼し、どなたでも自由に使用することができます。 ※下記の販売する場合を除く

「キュンとするまち。藤沢」アレンジロゴマーク作成依頼書（様式2）に、使用したいロゴの色（基本ロゴの8色から選択）、イラスト（ロゴマークデザインマニュアルに記載のイラストから選択）、文字等を記載し、ふじさわシティプロモーション委員会に作成依頼を行ってください。

※依頼書等の提出は、当委員会事務局（藤沢市広報シティプロモーション課）へお願いします。

[手続きの流れ] ※作成には1週間程度かかります。

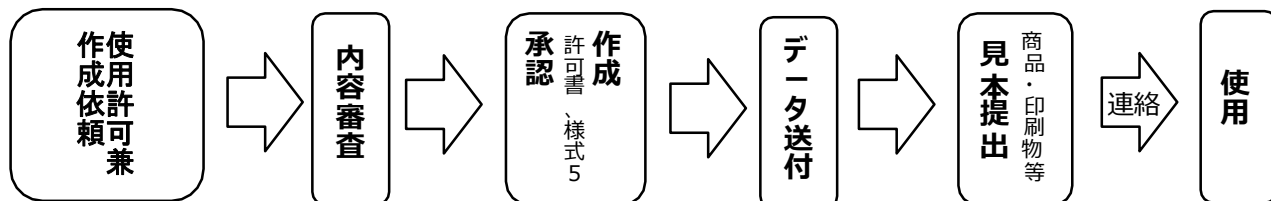


*ただし、アレンジロゴマークを活用した商品等を販売する場合は申請が必要です。

「キュンとするまち。藤沢」アレンジロゴマーク使用許可申請書兼作成依頼書（販売目的等）（様式3）により、企画書等を添付の上、事前にふじさわシティプロモーション委員会に使用の申請を行うとともに、使用したいロゴの色（指定の8色から選択）、イラスト（ロゴマークデザインマニュアルに記載のイラストから選択）、文字等を記載し、作成依頼を行ってください。

※申請書等の提出は、当委員会事務局（藤沢市広報シティプロモーション課）へお願いします。

[手続きの流れ] ※作成には1週間程度かかります。



⑤ロゴマークの使用例

次のような使用方法を想定しています。使用される方々のアイデアで、様々な場面でご使用ください。

使用者（例）	使用（例）
個人	電子メール、案内状、SNS
町内会・自治会	回覧板、お祭りのポスター、案内状
商店・店舗	チラシ、包装紙、看板、ポスター、メニュー、ホームページ
商店会	のぼり、イベントポスター、チラシ、ホームページ
農業従事者	包装紙、ポスター、SNS
学校	学園祭のポスター、ホームページ、冊子・広告物
企業	名刺、社用車、ポスター、ノベルティ、ホームページ
NPO	ポスター、チラシ、バッジ
商店・店舗（販売目的）	Tシャツ、文房具、食品等（商品として）

※上記は、あくまでも例となります。

⑥使用にあたっての遵守事項

次に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用できません。

- ◇藤沢の信用や品位を損なうおそれがある場合
- ◇法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- ◇政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- ◇青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ◇ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- ◇特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ◇特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長するおそれのある場合
- ◇その他、ふじさわシティプロモーション委員会が適切でないと認めた場合

⑦使用条件

ロゴマークの使用にあたっての条件は、次のとおりです。

遵守事項	①ふじさわシティプロモーション委員会が提供する画像データを使用すること ②「キュンとするまち。藤沢」ロゴマークデザインマニュアルに定められた使用方法に従うこと ③申請した使用内容を逸脱しないこと
使用料	無料
使用期限	使用許可を受けた日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日まで（販売等を目的とする場合）

⑧使用改善及び使用取消

目的と異なる使用又は遵守事項に反した利用を発見したときは、使用者に対して改善を求めるとし、改善指示に応じない場合は、使用許可を取り消します。

⑨その他の注意事項

- ・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、ふじさわシティプロモーション委員会は一切関知しません。
- ・ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- ・ロゴマークは、予告なく変更や使用中止とすることがあります。
- ・この手引や遵守事項の内容は、予告なく変更することがあります。

⑩お問い合わせ・申請書等の提出先

ふじさわシティプロモーション委員会事務局（藤沢市 企画政策部 広報シティプロモーション課）
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1
電話：0466-25-1111（内線2123） FAX：0466-24-5929
E-mail fj-citypro@city.fujisawa.lg.jp
藤沢市ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>
ふじさわシティプロモーション公式サイト <http://www.fujisawa-citypromo.com>